

区報・理事通信編集委員会規則

- (名称)
- 第 1 条 本委員会は、区報・理事通信編集委員会と称する。
- (目的)
- 第 2 条 本委員会は、理事事務局、広報・情報委員会などの協力と連携のもとに「西日本区報」ならびに「理事通信」の編集発行することを目的とする。
- (位置)
- 第 3 条 本委員会は、定款施行細則第15条第 1 項に基づき常置委員会として設けられる。
- (構成)
- 第 4 条 本委員会は、直前の理事事務局長が委員長、理事事務局長が副委員長となり、理事が任命した数名の委員と区書記で構成される。
- (任期)
- 第 5 条 委員長・副委員長の任期は 1 年とする。委員については連続して 4 期までの再任を妨げない。
- (職務)
- 第 6 条 本委員会は、区書記を補佐して、当該年度に2回以上の「西日本区報」と毎月の「理事通信」の編集・発行をする。
- (付則)
- 第 7 条 この規則に定めのない事項は、本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。
2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2025年 4 月12日制定

2025年 7 月 1 日施行